

松田町告示第54号

松田町民文化センター複合拠点施設化検討協議会設置要綱を次のように定める。

平成29年9月21日

松田町長 本山博幸

松田町民文化センター複合拠点施設化検討協議会  
設置要綱

(目的及び設置)

第1条 松田町民文化センター複合拠点施設化整備事業の推進にあたり、包括的な協議や検討を行うことを目的とし、松田町民文化センター複合拠点施設化検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 複合拠点施設の効果的な活用方策に関すること。
- (2) 複合拠点施設の効率的な管理及び自立・自走に向けた運営に関すること。
- (3) 複合拠点施設の整備に関すること。
- (4) その他、複合拠点施設化の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体、関係企業、行政等の分野で、目的を達するに専門的な意見を徴することのできると町長が認めた者とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を招集し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会)

第6条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員のうち、各種団体等を代表して選任された委員については、会長である場合を除いて、同一の団体に所属する者を代理人として出席させ、合議等を委任することができる。

3 前項の規定により、代理人を出席させた委員又は委任状を提出した委員は、第1項の適用については、協議会に出席したものとみなす。

4 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、松田町の担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は平成29年9月21日から施行する。